（防衛省職員給与施行規則の一部改正）

第二条　防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後	改正前
別表第二　行政職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係） イ　行政職俸給表(一) ［略］ ロ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	**別表第二**　行政職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係） イ　行政職俸給表(一) ［同上］ ロ

附　則

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第四号

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日　　会計検査院長　柳　麻理

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

「千二百四十四人」を「千二百四十六人」に改める。

附　則

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。